

後記

斎藤和夫先生は、平成二四年三月末日をもって本塾法学部を御退職なされます。斎藤先生は、昭和四四年に本塾法学部法律学科を卒業された後、同大学院法学研究科修士課程（民事法学）に進学され、昭和四七年、博士課程に進学されると同時に法学部助手に採用され、爾来、四〇年にわたり、民事法学研究の分野で多大な業績を残されると同時に、法学部や塾の発展・充実に重要な貢献を果たされてきました。

斎藤先生の御研究は、日独のドイツ担当権法論、担当権実行手続法論、弁済者代位論、非典型担保論、留置権論など、担保法・金融法を中心とし、民事実体法から民事手続法に及ぶ非常に広範なものであります。特に、民事実体法と民事手続法の交錯するテーマを、理論的・歴史的・体系的な観点から追究し、従来の学説に再考を促すとともに、実務の状況を的確に踏まえた解決策を提示されるなど、正に「民事実体法と民事手続法の総合的研究」と呼ぶに相応しい新たな学問体系を構築されました。

また、斎藤先生の真骨頂が丹念で緻密なドイツ法研究であることは言うまでもありません。斎藤先生が長年取り

組んで来られたドイツ担当権法研究は、他の追隨を許さない、担保法学の貴重な財産とされており、慶應義塾大学法学研究会会刊となる『ドイツ強制担当権の法構造——「債務者保護」のプロイセン法理の確立』（平成一五年）と、平成二三年にやはり法学研究会から刊行された『ドイツ強制担当権とBGB編纂——ドイツ不動産強制執行法の理論的・歴史的・体系的構造』は、その集大成ということができましよう。

斎藤先生はまた、慶應義塾長選挙管理委員会委員長、教職員評議員選挙管理委員会委員長、法学研究科及び法学部の学習指導、司法研究室運営委員会など数えきれないほど多くの要職に就かれ、塾や法学部の行政面においても多大な貢献を果たされてきました。本誌『法学研究』の編集委員も長年にわたって務められ、慶應法学会のみならず、日本の学界の発展にも寄与されました。

教育においても、斎藤先生は非常に熱心でいらっしゃいました。三〇年以上にわたって御担当された法学部の研究会（ゼミナール）を通じて、法曹界や実業界に多くの優れた人材を輩出されるとともに、大学院でも、斎藤先生自らが立ち上げられた共同研究プロジェクト等を通じ、若手研究者の養成に尽力されてこられました。本論文集は、法学部の発展に長年貢献されてきた斎藤和夫先生へのささやか

な感謝の記として法学研究会が企画したのですが、本論文集にも、そうした斎藤先生の薫陶を受けた研究者や斎藤先生と研究で長年お付き合いのあった多くの方々が、斎藤先生の御功績を称えとともに、その学恩に報いるため寄稿して下さい、お陰様をもちまして九〇〇頁を超える大部となりました。法学研究編集委員会を代表して御礼申し上げます。先生の末永き御健康と御研究のますますの御発展を祈念しつつ、本論文集を献呈させていただきたいと存じます。

最後になりましたが、本論文集の刊行にあたり、発起人の法学部・君嶋祐子准教授及び水津太郎准教授を始め、慶應義塾大学出版会編集部、法学研究会事務局の方々など多くの方々に御尽力いただきました。心より感謝申し上げます。

平成二十三年一月

編集主任 法学部教授 太田達也